

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

○ 岡山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則  
（県例規集登載）

### 【規則】

○ 指定障害児通所支援事業者の指定

○ ” ” ”

○ ” ” ”

○ ” ” ”

○ 指定通所支援の事業の廃止の届出

○ 指定障害福祉サービス事業者の指定

### 【公告】

○ 土地改良区の定款変更の認可

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

経営支援課

指導監査課

”

”

”

”

”

耕地課

建築指導課

## 目次

担当課（室）

◎岡山県規則第四十二号

岡山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年五月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

岡山県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十二年岡山県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「一・〇〇％」を「一・三五％」に改める。

別表第一第三号中「下請振興事業計画承認グループ事業」を「受託中小振興計画承認グループ事業」に改める。

別表第二第三号中「下請振興事業計画承認グループ事業」を「受託中小振興計画承認グループ事業」に、「下請振興事業計画承認グループ資金貸付金」を「受託中小振興計画承認グループ資金貸付金」に改める。

別表第三第一号から第四号までの規定中「一・〇〇％」を「一・三五％」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の岡山県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以降に貸し付ける貸付金について適用し、同日前に貸し付けた貸付金については、なお従前の例による。

◎岡山県告示第二百五十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和八年五月八日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

トンガリぐらんど 美作粟井教室

2 所在地

美作市小野五三〇

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

i c r o s s 株式会社

2 主たる事務所の所在地

美作市大町三五―三

三 指定年月日

令和八年五月一日

四 事業所番号

三三五一五〇〇〇六五

五 サービスの種類

児童発達支援、放課後等デイサービス

◎岡山県告示第二百五十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和八年五月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

こどもアシスト「ぽの」笠岡中央教室

2 所在地

笠岡市十一番町一番地三九

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社三倉屋

2 主たる事務所の所在地

広島県福山市平成台一三番二号

三 指定年月日

令和八年五月一日

四 事業所番号

三三五〇五〇〇一八一

五 サービスの種類

児童発達支援、放課後等デイサービス

◎岡山県告示第二百五十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和八年五月八日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

まなび家早島プラス

2 所在地

都窪郡早島町早島四二二七一―二二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社一

2 主たる事務所の所在地

倉敷市連島町西之浦五〇九六番地

三 指定年月日

令和八年五月一日

四 事業所番号

三三五二六〇〇一七九

五 サービスの種類

児童発達支援、放課後等デイサービス

◎岡山県告示第二百五十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和八年五月八日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

発達支援事業THEU

2 所在地

総社市総社二丁目一―二―六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人NKM

2 主たる事務所の所在地

総社市井出三六六番四

三 指定年月日

令和八年五月一日

四 事業所番号

三三五〇八〇〇二四三

五 サービスの種類

放課後等デイサービス

◎岡山県告示第二百五十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により、次の指定通所支援の事業を廃止する旨の届出があった。

令和八年五月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

放課後等デイサービス ウイズ・ユウ笠岡

2 所在地

笠岡市笠岡二三八八番地三三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社 Welina

2 主たる事務所の所在地

笠岡市笠岡二三八八番地三三

三 廃止年月日

令和八年二月二十八日

四 事業所番号

三三五〇五〇〇一四〇

五 サービスの種類

児童発達支援、放課後等デイサービス

◎岡山県告示第二百六十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和八年五月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーション凜空

2 所在地

都窪郡早島町早島一九三五―二リバーサイド早島B―二〇二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社凜空

2 主たる事務所の所在地

倉敷市西阿知町西原七三三番地五七

三 指定年月日

令和八年五月一日

四 事業所番号

三三一―二六〇〇―一六〇

五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護

令和8年5月8日 岡山県公報 第12800号

〔一九五〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和八年五月八日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 土地改良区の名称

高梁川用水利土地改良区

二 認可年月日

令和八年四月二十一日

〔一九六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和八年五月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
総社市宿字川向一〇七六番三、一〇七六番五、一〇七六番六、一〇七六番七
- 二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名  
総社市駅前一丁目八番二号  
アイアール不動産株式会社  
代表取締役 塚本 剛巳
- 三 許可年月日及び許可番号  
令和七年十一月二十七日岡山県指令建指第二〇四号